

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年1月30日（平成29年（行個）諮問第20号）

答申日：平成30年3月26日（平成29年度（行個）答申第217号）

事件名：本人に対する労災保険給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる全ての調査結果復命書文書一式（平成27年度分）請求人が提出した文書は除く」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年7月27日付け東労発総個開第28-441号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

マスキングされた主治医意見を確認したいので開示すること。

マスキング箇所に齟齬があるので、統一すること。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成28年7月1日付けで、原処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求人が、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる全ての調査結果復命書文書一式（特定年度分）（原文ママ）（請求人が提出した文書は除く）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年7月27日付け東労発総個開第28-441号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成28年10月21日付け（同月26日受付）で

審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求人が、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる全ての調査結果復命書文書一式（特定年度分）（原文ママ）（請求人が提出した文書は除く）である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2、3、4の①、5の①、6の①、7の①、8、11の①、14の①、15の①、17の①及び18の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②及び20の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定期間から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の③、4の②、5の②、6の②、7の②、11の②、14の②、15の②、17の②及び18の②の不開示部分は、特定事業場の印影であり、特定事業場等が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権

利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号1の②及び20の不開示部分は，特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり，請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には，請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは，上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて，これらの情報を開示するとした場合，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し，労災請求人側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって，聴取内容等に関する情報は，開示することにより，労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，被聴取者等が開示することに同意している場合は別として，法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため，これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 その他

(1) 本来不開示とすべき部分について

文書番号4の4頁，16の1頁，17の1頁及び18の2頁で開示されている請求者以外の特定個人の署名または印影については，請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当せず，法14条2号の不開示情報に該当するため，本来は不開示とすべき情報である。

しかしながら，当該部分については，処分庁における誤った判断により，既に開示済みとなっているものである。

したがって，前述の文書番号4，16，17及び18と同様の文書である文書4の1頁，5の7頁，6の1頁及び7の2頁の該当部分については，本来不開示とすべき情報であるが，既に原処分において開示した部分は請求者の知るところとなっているものであり，不開示を維持することは合理的でないため，当該情報については，新たに開示するものとする。

(2) 審査請求書の補正について

本件審査請求において、請求人が本件審査請求書提出後、架電により諮問庁に対して審査請求の趣旨・理由の記載について追加記載を希望する意向を示したため、平成29年1月13日付けで補正により追加する文書の提出を求めたが、文書提出の締め切りとした平成29年1月20日時点においても請求人より提出がなく、請求人は補正に応じなかったものである。

5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月8日 審議
- ④ 平成30年1月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年3月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる全ての調査結果復命書文書一式（平成27年度分）請求人が提出した文書は除く」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号20に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、「マスキング箇所に齟齬があるので、統一すること」などとしており、これについては、要するに不開示部分の全ての開示を求める趣旨のものと解する。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番1, 通番5, 通番6, 通番10, 通番12, 通番15, 通番17, 通番21及び通番23は, 医師の署名及び印影であり, 法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当するが, 原処分により開示された署名及び印影と同一の署名及び印影であることから, 審査請求人が知り得る情報であると認められ, 同号ただし書イに該当する。したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当せず, 開示すべきである。

イ 通番2及び通番25は, 特定労働基準監督署に提出した審査請求人の症状に関する医師の意見内容であり, 法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するが, 原処分により開示された内容であることから, 審査請求人が知り得る情報であると認められ, 同号ただし書イに該当する。また, 同様の理由により, これを開示しても, 労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

ウ 通番14は, 審査請求人以外の第三者と審査請求人との関係に関する記載であり, 法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当するが, 審査請求人が知り得る情報であることから, 同号ただし書イに該当し, 開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1(下記(ウ)を除く。), 通番5, 通番8, 通番12, 通番19及び通番23について

当該部分は, 審査請求人以外の第三者の氏名, 署名及び印影であり, 法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから, 同号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また, 当該部分は個人識別部分であることから, 法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番4(下記(ウ)を除く。), 通番6及び通番14について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番1（地方労災医員の署名及び印影部分）及び通番4（地方労災医員の署名及び印影部分）について

当該部分は、地方労災医員の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、上記（イ）と同様の理由により、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番3、通番7、通番9、通番11、通番13、通番16、通番18、通番20、通番22及び通番24は、特定医療機関の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番2及び通番25は、特定労働基準監督署に提出した医師の意見内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意

図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

原処分において、同一内容の複数の文書につき、不開示とした情報が区々となっている部分が複数認められた。

今後、処分庁においては、不開示情報該当性を的確に判断するよう十分に留意すべきであり、諮問庁においても、処分庁等に対し、適切な事務処理を行うように指導することが望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 原処分において不開示を維持する部分	5 不開示情報 (法 14 条 該当号)			6 開示すべき 部分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	調 査 結 果 復 命 書①	1	① 8 頁医師署名, 印影部分, 10 頁医師署名, 印影部分, 11 頁医師印影部分, 12 頁 医師署名, 印影部分, 14 頁, 15 頁地方労災医員署 名, 印影部分	○			8 頁 医 師 署 名, 印 影 部 分, 10 頁 医 師 署 名, 印 影 部 分, 11 頁 医 師 印 影 部 分
		2	② 5 頁不開示部分, 6 頁不開 示部分, 9 頁不開示部分, 1 1 頁不開示部分 (①に掲げる 部分を除く。), 13 頁不開 示部分	○		○	5 頁 3 行 目 不 開 示 部 分, 9 頁 不 開 示 部 分,
		3	③ 8 頁法人印影部分, 10 頁 法人印影部分, 12 頁法人印 影部分			○	
2	障 害 等 級 認 定 関 係 調 査 復 命 書	4	3 頁地方労災医員署名, 印影 部分, 4 頁測定者印影部分	○			
3	医 療 機 関 作 成 文 書 等 ①	5	1 頁担当者氏名部分, 2 頁医 師印影部分	○			2 頁 医 師 印 影 部 分
4	療 養 補 償 給 付 た る 療 養 の 費	6	① 1 頁医師署名, 印影部分, 現場代理人の印影, 4 頁医師 印影部分, 現場代理人の印 影, 26 頁医師署名, 印影部	○			1 頁 医 師 印 影 部 分, 4 頁 医 師 印 影 部 分, 26 頁 医 師 署

	用請求書等①		分				名, 印影部分
		7	② 1 頁法人印影部分, 4 頁法人印影部分, 2 6 頁法人印影部分		○		
			③ 1 頁医師署名	新たに開示			
5	休業補償給付支給請求書等①	8	① 1 頁現場代理人署名, 印影部分, 医師署名, 印影部分, 2 頁現場代理人署名, 印影部分, 医師署名, 印影部分	○			
		9	② 1 頁法人印影部分		○		
			③ 7 頁医師署名, 印影部分	新たに開示			
6	意見書の提出について等	10	① 1 頁医師署名	○			全て開示
		11	② 1 頁法人印影部分		○		
			③ 1 頁医師の印影部分	新たに開示			
7	療養補償給付たる療養の費用請求書等②	12	① 1 頁現場代理人氏名, 印影部分, 医師氏名, 印影部分, 2 頁現場代理人氏名, 印影部分, 医師氏名, 印影部分 (下記③を除く。)	○			2 頁医師氏名及び印影部分 (診療担当者の 2 段目の医師の署名及び印影を除く。)
		13	② 1 頁, 2 頁法人印影部分		○		
			③ 2 頁の「傷病の経過・」欄の左から 3 つめの印影部分	新たに開示			
8	医療機関作成文書等②	14	1 頁不開示部分	○			患者との続柄の欄
9	医療機関作成文書等③		-				

10	医療機関作成文書等④		-				
11	医療機関作成文書等⑤	15	① 8頁医師署名部分	○			全て開示
		16	② 8頁法人印影部分		○		
12	聴取書		-				
13	医療機関作成文書等⑥		-				
14	医療機関作成文書等⑦	17	① 1頁医師署名，印影部分	○			全て開示
		18	② 1頁法人印影部分		○		
15	休業補償給付支給請求書等②	19	① 1頁現場代理人署名，印影部分，医師署名，印影部分，2頁現場代理人署名，印影部分，医師署名，印影部分	○			
		20	② 1頁法人印影部分		○		
16	医療機関作成文書等⑧		-				
17	医療機関作成文書等⑨	21	① 1頁医師署名部分	○			全て開示
		22	② 1頁法人印影部分		○		
18	療養補償給付たる療養の費用請求	23	① 1頁現場代理人氏名，印影部分，医師氏名，印影部分，2頁現場代理人氏名，印影部分，医師氏名，印影部分	○			2頁医師氏名及び印影部分（診療担当者の2段目の医師の署名及び

	書等③					印影を除く。)
		2 4	② 1 頁, 2 頁法人印影部分		○	
1 9	調 査 結 果 復 命 書②		-			
2 0	調 査 結 果 復 命 書③	2 5	5 頁不開示部分, 6 頁不開示 部分	○		○ 5 頁 3 行目不 開示部分

注) 理由説明書の文書番号 4 の①は, 別表部分には, 誤植があったために, 当
審査会事務局で訂正した。